

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明



ペットを飼っている場合、近隣との法律問題に発展する場合がありますので、注意が必要です。今回は、ペットをめぐる法律問題について検討したいと思います。

Q① 隣の家の庭には、犬が飼われているのですが、犬小屋からのにおいがあり、また、よく吠えるため、辛くてたまりません。どうしたらよいでしょうか。

A① 犬の飼い主は、犬の無用な鳴き声が発せられるのを防止し、犬の臭気により他人に迷惑をかけてはならないものとされています。その法的根拠として、動物の愛護及び管理に関する法律は、2条1項で「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめるこのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と定め、7条1項で、「動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と規定されていることから求められます。また、実際に争われた事例で飼い主に慰謝料の支払いが命じられたものがあります。その裁判例では「住宅地において犬を飼育する以上、その飼い主としては、犬の鳴き方が異常なものになって近隣の者に迷惑を及ぼさないよう常に飼犬に愛情を持って接し、規則正しく食事を与え、散歩に連れ出し運動不足にしない、日常生活のしつけをし、場合によっては訓練士をつけるなどの飼育上の注意義務を負う」として、30万円の慰謝料の支払を命じたものがあります（東京地裁平成7年2月1日判決）。ただ、慰謝料の支払いが認められる場合には、臭いや鳴き声の時間帯や長さ等を考慮して、受忍限度を越えるほどひどいものであることが必要だと思われます。

隣近所の問題でもありますから、いきなり裁判をするというよりも、犬の飼い主に対して、苦情の申し入れをして、改善を図っていくのが穩当でしょう。それも応じない場合、簡易裁判所における民事調停などの話し合いを求めるのがよいと思われます。それでも解決できず、ひどい臭いや鳴き声のうるさきの改善が図られない場合には、裁判手続による慰謝料請求を求めていくことを検討すべきだと思います。

Q② 隣の家の前を散歩していた際、隣の家の飼っていた犬が急に吠え出し、門の扉が開いていたため、飛び出してきて、足を咬まれてしまいました。隣の家の人にどのような請求をすればよいのですか。

A② 民法718条によれば動物の占有者等の責任を定めており、「動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもって管理したときは、この限りではない。」と規定されています。

また、飼い主がどのように注意して管理すべきかの基準について、環境省が「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」として、「犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。」「犬の所有者等は犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意する」と告示しております。

上記基準からすると、飼い主には管理責任が問われ、民法718条の賠償責任が生じるものと思われます。

賠償請求の範囲として、治療費、休業することがあれば休業損害、通院慰謝料などが認められると思われます。